

ふいとにし

■発行日/平成24年7月31日 ■発行/社糸魚川法人会総務委員会/新潟県糸魚川市寺町2-8-16 TEL.025-550-4011



第 64 号

平成24年7月31日

シリーズ 地域のしおり—能生地区—
「能生ふるさと海上花火大会」

今年も真夏の夜を
彩ります

毎年八月の第一土曜日に行われていた花火大会は、今年はお盆の帰省時期の八月十一日に開催いたします。

能生の花火といえば、半世紀以上続く能生の夏の風物詩となっており、弁天岩さえ砕くような大迫力の「爆雷」弁天岩から投げ入れ水中で扇形にひらく、水中爆雷が名物です。

また、間近に見るスターマインや仕掛け花火の弁天岩を艶やかに彩る光景は圧巻です。

弁天岩で打ち上げられた花火の音が対岸にある尾山に反響し大音響となって戻ってくる迫力とはかく鳥肌もので一度体感してみる価値があります。

栈敷席の販売もしており、当日は能生駅からのシャトルバスを運行。

お問い合わせ

能生ふるさと

海上花火大会実行委員会

TEL 025 1566 1224 4



いあに
会長 平野 拓二

皆様には、日々ご健勝にお越しのこととお慶び申し上げます。暑い日が続きますが無理をされずご自愛ください。

さて、先の通常総会では、公益法人移行認定申請に関する諸議案を可決・承認頂き、誠にありがとうございました。現在は、県の関係部署において、念のため申請前のチェックを受けているところです。

ところで、この会報が届く頃の政治情勢はつかみ切れませんが、消費税増税法案を柱とする社会保障・税一体改革関連法案をめぐり、火花を散らしていることと思います。

この法案についての県連のスタンスは、「危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えるとやむを得ないが、引き上げの前に徹底した行財政改革を実施し、歳出入の見直しを行い、実施の時期

は景気への配慮が必要であること。また、引き上げの条件として、増大する社会保障費に重点的に充て、地方消費税の配分率を高め、大都市との税収格差に悩む地方への手厚い配分を行うこと」であります。

また、行財政改革による歳出削減については、公務員定数の削減と給与・退職金の抑制。公務員継続雇用可否の適正審査制度の導入。議員数の削減と報酬の見直し。公的資金投入特殊法人等の廃止・縮小。公共を積極的に民間移行等の実現に向け、平成二十五年度税制改正重要事項に盛り込みたいとしています。

いずれにせよ政府には、中小企業の七十%が赤字経営で苦しんでいる実情を直視し、誠心誠意景気回復に取り組んで頂きたいと切望する次第です。

公益法人移行認定申請に関する 全ての議案を可決・承認

五月二十一日、ヒスイ王国館において、平成二十四年度通常総会が開催されました。

糸魚川税務署長出野宏明様をはじめ、糸魚川市商工農林水産課長斉藤孝様、糸魚川地域振興局長安達吉和様、ほか多数のご来賓のご臨席を賜わる中、平成二十三年度事業報告・収支決算報告、ならびに平成二十四年度事業計画案・収支予算案、加えて公益法人移行認定申請に関する諸議案について審議がなされ、いずれも満場一致で可決・承認されました。

総会終了後、フリーキャスターで当市の観光大使でもある伊藤聡子氏を講師に、「地域から日本を変える」これからの企業のあり方」と題して特別講演会が開催され、一般市民も含め百五十名が

聴講しました。

これからの企業のあり方について伊藤氏は、「企業は個人的存在ではなく社会的存在である」、「正しい理念

と経営は時代に負けない」、「従業員は人材ではなく人材である」、「社会の問題をビジネス力で解決し人々の幸せを創造する等、ビジネスと社会貢献の一体化が大切」と話されました。



永年表彰

【全法連会長表彰状】



(株)かねこ 靖 金子

【新潟県法連会長表彰状】



(株)後藤組 幸洋 後藤

着任あいさつ



糸魚川税務署長
鈴木秀也

この度の人事異動で、関東信越国税局税務相談室から、糸魚川税務署長として着任いたしました鈴木でございます。

私は糸魚川税務署勤務は初めてでございますが、糸魚川市は日本初の世界ジオパークの認定を受けられた地であり、豊かな自然に抱かれたこの地に勤務できることを大変光栄に思っております。前任の出野署長同様よろしくお願いたします。

社団法人糸魚川法人会の皆様方には、日頃から活発な法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり深いご理解

と格別なご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては健全な納税者団体として、各種研修会・講演会の実施や租税教育活動、街頭広報等を積極的に展開されておられ、企業や地域社会の健全な発展に大きく寄与されていると伺っております。

これもひとえに、平野会長をはじめ役員の皆様方のご理解、ご協力の賜物とあらためて敬意を表しますとともに、引き続き活発な法人会活動に取り組みますようお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済社会の高度情報化、国際化により質・量ともに一段と厳しさを増してきております。そして、東日本大震災からの復興支援や景気の回復対策とともに、国民の税に対する関心が制度面及び執行面、さらにはその用途にまで広く注がれていることを実感しているところで

このような経済、社会環境の大きな変化の中で、税務行政に携わる私どもとしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たしていくため、的確に環境の変化に対応し、適正・公平な税務行政を推進するとともに、納税者の利便性の向上に努めていく所存であります。

一方、貴法人会におかれましては、公益法人への移行申請を今年度に予定していると聞きしております。新制度下においても、これまでの信頼・協力関係が変わるものではなく、今後とも、法人会の皆様方との連携・協調を引き続き図ってまいりたいと考えております。

結びに、社団法人糸魚川法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

糸魚川税務署幹部職員等の定期異動

平成24年7月10日

①新幹部職員等

職名	氏名	前任地等
署長	鈴木 秀也	関東信越国税局 税務相談室 主任相談官
総務課長	山崎 義雄	留任
管理運営・徴収部門 統括国税徴収官	大矢 繁雄	留任
調査部門 統括国税調査官	鬼山 吉春	留任
法人会担当職員	渡邊美和子	留任

②転出者等

職名	氏名	転出先
署長	出野 宏明	関東信越国税局 統括国税調査官

納税証明書の交付請求もe-Taxで!

e-Taxで納税証明書の交付請求を行う場合には、次の2つの選択肢があります。



①電子納税証明書を取得
(電子申請・電子データによる発行)

②書面で納税証明書を取得
(電子申請・書面による発行)

電子申請は書面申請よりも、便利でおトクです!

- 1税目1年度1枚当たりの手数料単価が370円です。(通常は400円かかります。)
- ②の書面で納税証明書を取得する場合、税務署窓口に出向かなくても、郵送で受け取ることができます。また、大量の枚数でも税務署窓口ですぐに受け取ることができます。

電子申請の方が、便利でおトクなんです。



詳しくは

e-Taxホームページで www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

社長さん こんにちは



一般財団法人糸魚川地区
交通安全協会

会長 後藤 幸洋

本年五月開催の臨時理事会において会長に選任されました。木島前会長同様よろしくお願い致します。

当協会は交通事故の防止及び交通安全の啓蒙等を主な目的に、昭和四十二年四月に当時の一市三町の交通安全団体が合併して設立されました。その後平成二十三年二月一日に新たに一般財団法人として設立され、現在に至っております。

近年、交通事故の発生は減少傾向にあります。しかしながら、糸魚川市

内では毎年百四十件を超える人身交通事故が発生し、亡くなった方も三年連続して四人となるなど、厳しい状況には変わりありません。悲惨な交通事故を一件でも減らすため、各位のご理解とご協力を仰ぎながら安全活動を進めております。また、当協会は公安委員会から運転免許事務等の業務を受託しています。糸魚川市内の運転免許人口は約三万人おりますが、毎年約八千人前後の方が免許の更新や住所変更等の手続きに窓口を訪れており、免許保有者の利便性を図っています。



今後、交通安全の一翼を担う責任ある法人として、諸々の活動を推進していきたいと思えます。

救急救命講習会

いざと言う時に備えて

六月十二日、糸魚川市防災センターにおいて救急救命講習会が開催され、十五の会社から四十名が受講しました。

心肺蘇生の手順・AEDの掛け声と装着・気道異物除去・出血応急手当等について、本番さながらに実技指導を受けました。



税務研修会

法人税関係法令の改正概要を研修

三月六日、ヒスイ王国館において第三回税務研修会が開催され、糸魚川税務署の松岡圭吾上席国税調査官から、平成二十三年度法人税関係法令の改正の概要について講義を受けました。



収入印紙の交換と印紙税の還付について

- 収入印紙を現金に交換することはできません。
- 貼り付けた部分を切り取ったり、用紙からはがしたりしたものは交換や還付を受けられません。

収入印紙の交換

郵便局では、未使用の収入印紙や白紙又は封筒等に貼り付けられた収入印紙と他の収入印紙との交換を行っていますので、これらの収入印紙を郵便局へご持参の上、ご相談ください。

なお、交換の際には1枚につき5円の交換手数料(10円未満の収入印紙についてはその半額)が必要となります。

【交換の対象となるもの】

①未使用の収入印紙

汚れた収入印紙や損傷している収入印紙は、偽造防止等の観点から交換の対象となりません。

②次のような客観的に見て明らかに印紙税の課税文書でないものに貼り付けた収入印紙

●白紙又は封筒

●行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等の文書(登記申請書や旅券(パスポート)引換書など)

租税や国の歳入金納付に用いられたものは交換の対象となりません。

※高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。

印紙税の還付

税務署では、契約書や領収書などの印紙税の課税文書に誤って過大に収入印紙を貼り付けてしまったような場合には、過誤納金として還付を行っていますので、収入印紙が貼り付けられた文書を税務署(法人課税部門(間接諸税担当))へご持参の上、ご相談ください。

【還付の対象となるもの】

①請負契約書や領収書などの課税文書に貼り付けた収入印紙が過大となっているもの

②委任契約書などの課税文書に該当しない文書を課税文書と誤認して収入印紙を貼り付けたもの

③課税文書の用紙に収入印紙を貼り付けたものの、使用する見込みのなくなったもの

契約書を作成した後にその契約が解除・取消されたものや、既に交付された領収書、手形などは還付の対象となりません。

※高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

(平成25年1月以降の源泉徴収)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1. 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%) = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例:報酬・料金として888,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)

$$888,888 \text{円} \times 10.21\% = 90,755.4648 \text{円} \Rightarrow 90,755 \text{円}$$

(支払金額) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

※1円未満切捨て

2. 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成25年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています(税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です)。

3. 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

各支部活動報告

糸魚川支部



四月十九日、ヒスイ王国館において、糸魚川支部通常総会が開催され、平成二十三年度事業報告・収支決算報告、ならびに平成二十四年度事業計画案・収支予算案が審議され、すべて承認されました。

総会后、当市と縁のある吉田就彦氏を講師に、「大ヒットの方程式・地域活性化と最新トレンド」と題して講演会が開催され、一般市民二十七名を含めた七十七名が聴講しました。

能生支部



五月九日、能生生涯学習センターにおいて能生支部通常総会が開催されました。平成二十三年度事業報告や、平成二十四年度の事業計画および予算等が審議され、すべて承認されました。

総会終了後、静岡大学名誉教授の小和田哲男氏を講師に「上杉謙信・景勝に学ぶ経営戦略」と題して経営講演会を開催いたしました。「謙信の強さの秘密」「川中島でなぜ五回も信玄と戦ったのか」等歴史から見る経営戦略に聞き入っていました。

青海支部



青海支部では、平成二十四年度通常総会を五月八日に開催しました。議案は全て原案通り承認されました。

また、糸魚川国際人材サポート協会の五十嵐桂子様をお招きし、総会後に講演会を開催しました。通訳だけでなく、人材育成面における支援活動の取り組み事例等の紹介があり、協会を活用した糸魚川在住外国人の積極雇用について展望をご講演頂きました。

糸魚川支部 経済講演会



三月八日、ヒスイ王国館において、奴奈川経済懇話会との共催による経済講演会が開催されました。

講師で新潟経済社会リサーチセンター理事竹内哲郎氏による県内経済の現状と今後の展望の話に、五十九名が耳を傾けました。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出等の提出が必要です。
※届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。



e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

最高5,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付金がスピーディ

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に限り条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

女性部会

ダンベル体操で快汗

平成二十三年度の最終事業として、二月二十日、糸魚川地区公民館においてダンベル体操が取り組まれ、十二名が参加しました。



小坂晴子インストラクターの掛け声に合わせて体を左右前後に動かし、冬場の運動不足解消と体力維持を図りました。

青年部会

研修会 お客様満足主義について学ぶ

三月十九日、月徳飯店において、第四回研修会が開催されました。

講師で税理士の加藤輝守氏は、「我社の考え方・行動の基準は、すべてお客様の要求を満たすことと只一つであります」と前置きし、お客様満足主義を貫くことの大切さを解説しました。



(研修旅行)

大阪モノづくり研修



株小田島建設 小田島修平

二月十七日、十八日、大阪へ研修に行かせて戴きました。

モノづくりの町、東大阪市にあるステンレス加工の会社野田金属工業様を見学しました。野田社長より十七歳の時、終戦直後に満州より引揚で、なにも無い

ところから作った鍋がモノづくりの原点であり、その後の様々な経験と苦労話、そしてモノづくりは人づくり、物づくりからモノ創りなどと社長のモノづくりへのこだわりと熱い思いを聞かせて頂きました。

次の日は、アサヒビール吹田工場を見学し、美味しいビールを作るための材料選びと製造、美味しいビールを消費者に届ける流通等へのこだわりを知りました。余談ですが、回転寿司はこの工場のラインをヒントに考えだされたそうです。

研修の両日、糸魚川は大雪に見舞われ交通機関が乱れ、帰りは忍耐を強いられ

る事となりました。その事を含め、記憶に残る研修となりました。



右から2人目が野田社長様

租税教室

お年玉に税金がかかるか？

二月七日・大和川小学校、二月十三日・青海小学校、三月二日・能生小学校において租税教室が開催され、延べ九十名の六年生が、税の仕組みとその使われ方等について学習しました。

「もったお年玉に税金がかかるか？ かわらないか？」等、身近な事柄を教材に取り入れ楽しく学習しました。

